

京阪國道	4	100(一六)	一六(三五七)	一五(五六)
同	5	100(三〇)	七(九四)	一(一四)
同	6	100(一〇八)	三七(三七六)	四(三九)
大阪池田線	25	100(五三七)	五四〇(六五二)	一二(五六七)
大阪奈良線	42	100(五六)	五〇(九七六)	元(二三)
大阪池田線	26	100(三五)	六五(三六九)	二〇(四〇九)
國府御所線	43	100(三)	100(三)	一五(三五)
池田龜岡線	17	100(三三)	二三〇(三三〇)	一五二(四四)
高槻伊丹線	22	100(一三)	三五〇(七六)	三四(六七)

本表は各車輛の運搬能率は考慮に入れず唯、單に交通總

自動車交通事業抵當法論考 (四)

田 口 二 郎

第四節 抵當權の效力

第一款 優先辨濟權

自動車交通事業財團抵當權は財團所有者が占有を移さずして債務の擔保に供した、一箇の物たる自動車交通事業財

數量の比率をとつたもので自動車交通量を基準として各種車輛の交通量の比率を表はしてゐる。

大體の交通量から云へば自轉車最も多く自動車之に次ぎ牛馬車は最も少い。その比率は道路の種類によつて異り例へば國道筋に於ては自動車一〇〇に對し自轉車は略々二倍又はそれ以上で牛馬車は極めて少い。然るに府縣道に至れば自動車は少くなりその一〇〇に對し自轉車は五倍から十倍となり、牛馬車も自動車と略々同數に又は以上に達してゐる。

團を目的とする抵當權である、されば民法上の抵當權者が目的物たる不動産に付優先辨濟を受くる權利を有すると同じ様に、此の財團抵當權者も抵當權の效力として、其の目的物たる自動車交通事業財團に付て、他の債權者に先ち自

己の債權の辨濟を受けることが出来る（第三十八條第二項、鐵第十七條）。抵當權者が此の優先辨濟權を有することは抵當權の本質的效力であつて多く説明を要しない處である。

第二款 不可分的效力

財團抵當權者は債權全部の辨濟を受くる迄は自動車交通事業財團の全部に付其の權利を行ふことを得る（第三十八條

第二項、鐵第十八條）。之民法が特別擔保の實益を強固ならしめる爲に各種の擔保物權に付て認めた、所謂擔保物權不可分の原則を、其のまゝ財團抵當權に付て認めたものである。

即ち抵當權者は債權の一部が分割辨濟其の他の事由に因つて消滅し、債權額が減少しても、尙財團全部に付て抵當權を行ふことを得るし、財團組成物件の一部滅失等に因つて

財團が減縮し又は財團の價格が減少しても、それを以て債權全額を擔保するのであつて、抵當權者は補充擔保を請求する權利を有するものではない。更に財團の價格が高騰する様なことがあつても亦それを以て債權全額を擔保し、財團所有者は財團組成物件の減少を請求し得るものではない

のである。固より此の抵當權の不可分的效力は、其の本質上當然有する處のものではなく、右に述べた通、擔保力を強大ならしめる爲に特に法が與へた效力であつて、之に關する規定は強行法ではなく、所謂任意法に屬する、從て當事者は財團抵當權としての性質の許す限に於て、之と異なる特約を爲しても妨げない。

第三款 物上代位

抵當權は自動車交通事業財團又は之に屬するもの、讓渡、貸付、滅失又は毀損に因りて會社が受くべき金錢其の他の物に對しても之を行ふことを得、但し抵當權者は其の拂渡又は引渡前に差押を爲すことを要す（第三十八條第二項、鐵第十九條）。

之又民法が先取特權、質權、抵當權等に付て認めた、物上代位の原則を、此の財團抵當權に付ても認めんとするものである。蓋し此の原則を認めて變形物の上にも抵當權を行はしめるのでなければ抵當權者を充分に保護することが出来ないし、財團に屬するもの、滅失、毀損、讓渡等の如

く其のものに付て抵當權が消滅する場合には、殊に抵當權者をして不安の感を深からしめ、引いては企業金融化の理想にも添はない結果となるからである。

(一) 財團の讓渡、滅失

財團は抵當權者の同意を得て自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社に讓渡するを得る(第四十四條第一項)こと既に述べた通であるが、此の場合に抵當權者は、其の讓渡の對價たる金錢其の他の物に對しても抵當權を行ふことが出来る。固より抵當權者は財團讓受人に對して抵當權の實行を爲すこと得るのであるが、元來抵當權の實行は、財團の價格に付優先辨濟を受くるにあるから、讓渡の對價に付ても之を行ふことを得せしむるのである。

財團組成物件の全部が滅失すれば即ち財團の滅失であるが、事實上斯ることは殆ど無いと謂つてもよからう、それは兎に角、此の場合には不法行爲者其の他此の滅失に付損害賠償の義務を有する者から財團所有者が受くべき金錢其の他の物に付抵當權を行ふことが出来るのである。

(二) 財團に屬するもの、讓渡、貸付

既に説明した通、財團に屬する個々のものは、抵當權者の同意を得た場合に限、之を他に讓渡し又は貸付くることを得、且つ讓渡したときは其のものに付抵當權は消滅する(第四十四條第二項、第三項)のであるが、此の場合に讓渡の對價たる金錢其の他の物及借受たる物の使用の對價即ち借賃たる金錢其の他の物に付抵當權を行ふことを得ることゝしたのである。蓋し讓渡の對價は通常其の物の價格であつて本來抵當權が優先辨濟の目的としてゐる處のものであり、使用の對價たる借賃は貸付たる物の全價格の一部と考へられるが故である。

(三) 財團に屬するもの、滅失、毀損

財團に屬する個々の物件が滅失(此の場合に抵當權は其の物に付消滅することは曩に述べた)又は毀損した場合には、不法行爲者其の他滅失、毀損に付損害賠償の義務ある者から財團所有者が損害賠償として受くべき金錢其の他の物に付抵當權を行ふことを得る。蓋し之等は滅失、毀損し

た物の代表物と認め得るからである。然らば財團に屬する組成物件が保險に付せられてゐた場合に、滅失、毀損に因り交付される保險金は其の物の代表物と認むることを得るや否や、此の點に付ては嘗て我國の學者間に民法第三百四條に關して論争せられた處であるが、今日多數説は大體之を代表物と認める積極説に落付いた様である。其の理由とする處は保險金は一面保險料の對價であるが、其の保險料

は目的物使用の利益中より支出せらるゝものであり、使用の價格は目的物自體の價格の一部であるから、他の半面に於て保險金は目的物を代表するものと認めることが出来るのみならず法律は「受クヘキ金錢其ノ他ノ物」と規定し其の給付義務が不法行爲の如く法律の直接規定に基き發生するものであると、契約に因り生ずるものとを區別して居ないから保險金を除外すべき理由はないと謂ふのである。尙此の點に付ての詳細は民法に就て研究せられたい。

此處に所謂滅失、毀損は必ずしも物質的の毀滅のみを指すのではなく、附合、混和、加工等に因り物の所有權が消

滅し、從て其の物に付抵當權が消滅する場合（民法第二百四十七條第一項）に受くべき償金（民法第二百四十八條）に付ても權利を行ひ得るのである。次に財團に屬する土地が土地收用法に依り收用された場合は毀滅とは可成り事情を異にするとは謂へ理論上此の場合を除外することは妥當でないから、土地收用法第六十五條に依り債務者が受くべき補償金に對し物上代位の原則の適用を認めたのである。

以上述ぶる處に依り抵當權者は代表物に對しても權利を行ふことを得るのであるが、之が爲には第三債務者が會社に金錢其の他の物を拂渡又は引渡を爲す以前に抵當權者が差押を爲すことを條件とするのである。蓋し拂渡又は引渡のあつた後に於ては會社の他の財産と混じ易く、斯くては著しく權利關係を錯雜ならしめる處があるからであらう。

此の差押は第三債務者が會社に代表物を交付するのを禁止することを目的とするものであるから、民事訴訟法第五百九十四條以下に規定する處に從て爲さるべきものである。

されば物上代位の法律上の本質は「金錢其ノ他ノ物」たる

有體物に對して權利を行ふのではなく、會社が第三債務者に對して有する「金錢其ノ他ノ物」の請求權即ち債權に對して權利を行ふものであると謂はねばならない。

第四款 總括抵當權

債權者が同一の債權の擔保として數箇の自動車交通事業財團の上に抵當權を有する場合に於て同時に其の代價を配當すべきときは其の各財團の價額に準じて其の債權の負擔を分つ。

或自動車交通事業財團の代價のみを配當すべきときは抵當權者は其の代價に付債權の全部の辨濟を受くることを得此の場合に於ては次の順位に在る抵當權者は前項の規定に従ひ右の抵當權者が他の財團に付辨濟を受くべき金額に滿つる迄之に代位して抵當權を行ふことを得（第三十八條第二項、鐵第二十三條）。

之は債權者が同一の債權の擔保として數箇の目的物上に抵當權を有する、所謂總括抵當權の場合に於ける代價配當に關する定めであつて、民法が第三百九十二條に規定した

處と全く同様である。されば之に關する詳細の研究は民法に譲ることとし左に大要を述ぶるに止める。

(一) 同時に代價配當を爲す場合

數箇の財團に付同時に其の代價を配當すべき場合に於て抵當權者が、其の中より任意の一の財團を選択し、其の競賣代金より債權全額の優先辨濟を受くるものとすれば、若し其の選擇せられた財團に次順位の抵當權者が在つた場合に、此の者は其の財團より何等の辨濟を受け得ない結果を生ずることがあり不都合である。依つて此の場合には各財團の價額に準じて其の債權の負擔を分つこととしたのである。各財團の價額に準じて債權の負擔を分つと謂ふのは、總括抵當權者の債權額を各財團の價額に依つて按分し、其の抵當權者は各財團より、按分せられた債權額に付てのみ優先辨濟を受け得ることを意味する。例へば甲は六萬圓の債權に付各六萬圓の價額あるA、Bの財團の上に抵當權を有し乙は四萬圓の債權に付A財團上に第二順位の抵當權を有する場合、兩財團を同時に競賣に付し其の代價を配當す

るものとして、甲若しA財團より六萬圓全部の優先辨濟を受け得るとすれば乙は其の財團から何等の辨濟を受け得ない結果となるのであるが、此の規定に従ひ六萬圓の債權額をA、B各財團に三萬圓宛按分すれば、甲はA、Bより各三萬圓宛六萬圓全額の辨濟を受け、乙もAより三萬圓だけ辨濟を受け得ることとなり第二順位の抵當權者が保護せられた結果となる。尙此の規定に反する配當は無効と解する。

(一) 順次に代價配當を爲す場合

順次に代價を配當する場合に於て前例の如く甲はA財團より三萬圓の辨濟を受け、他は後にB財團が賣却せられる迄俟たねばならぬとすれば第一順位抵當權者が一部辨濟を餘儀なくせられたと同様の形となり不合理である、されば總括抵當權者(甲)は其の代價配當を爲される財團(A)から債權全部(六萬圓)の辨濟を受け得るものと定められたのである。さりながら此の爲に乙がA財團より何等の辨濟を得られず第二順位抵當權が無意義に終ることは、同時に代價配當の行はれる前項の場合に比して著しく不公平であるか

ら、此の場合に於ては、乙は前項の規定に従ひ甲がB財團に付辨濟を受くべき金額即ち三萬圓に滿つるまで當然甲に代位して抵當權を行ふことが出来る、換言するならば三萬圓の範圍に於てB財團に對する甲の抵當權が法律上當然乙に移轉し乙はB財團から三萬圓の辨濟を受け得ることとなるのである、從て結果に於て甲、乙の受くる利益は前項の場合と同様甲は六萬圓全部、乙は三萬圓と謂ふことになる。

右の場合代位に因り抵當權を行ふ者は其の抵當權の登記に其の代位を附記することを得る(第三十八條第二項、鐵第二十四條)。此の附記登記は代位權を行ふ必要條件ではなく之なくとも代位を爲し得るのであるが、附記登記がないと代價配當の場合に代位の行はるゝや否やが公示されて居ないので他の債權者間に於てのみ分配されてしまふ虞がないでもない、斯る不利益を防ぐ上に於て其の必要がある。尙此の附記登記の申請は登記權利者たる代位者と登記義務者たる代位さるべき先順位抵當權者とに依り爲さるべきであり(第四十七條第二項、不第二十六條)、一件毎に金二圓の登錄

税を納めねばならない（登録税法第三條ノ六）。

第五款 不足額辨濟

抵當権者は自動車交通事業財團の代價に付債権の優先辨濟を受けることが出来るのであるが、財團の價格が意外に小であつたとか、經濟界の變動に困つて其の價格が著しく下落したとか、或は又初より債権額に満たない價格の財團に付抵當権を設定したとか謂ふような場合には、其の財團から債権全額の辨濟を受け得ないこととなる。斯る場合に如何に抵當権者が財團を特別擔保とし、主として其の價格から辨濟を受くることを眼中に置いてゐたからとは謂へ、債務者たる自動車運輸事業者又は自動車道事業者の他の財産から其の不足額に付ては全く辨濟を受け得ないとするのは抵當権者に取つて酷に失する。さりとて財團以外の他の財産は、總債権者の共同擔保であるから、特別擔保を有する抵當権者が債権全額を以て、任意に總債権者と競合し債権額に比例して、他の財産から辨濟を得らるゝものとすれば、抵當権者には利益であるが他の債権者の受くべき部分に減

少を來す結果となり一般債権者の保護薄きに失する處がある。茲に於て抵當権者が不足額辨濟を受くるに付て民法第三百九十四條は兩者保護の公平を圖つてゐるが、自動車交通事業財團の抵當に付ても同様の定めがなされる（第三十八條第二項、鐵第二十五條）。

(一) 財團の代價が他の財産の代價に先ち又はそれと同時に配當せられる場合

此の場合には、抵當権者は先づ財團の代價に付辨濟を受け、而して後に其の不足額に付てのみ、他の財産から辨濟を受け得る。即ち他の無擔保債権者と競合し他の財産の代價配當に加入し得る債権額は、不足額のみであるから、他の債権者が受くべき部分の減少せらるゝ割合も、債権全額を以て配當に加入するより少く、而かも抵當権者は財團の代價から既に受け得られるだけの辨濟を受けてゐるのであるから、兩者の利益は大體公平に保護せられてゐるものと謂ふことを得るであらう。

(二) 財團の代價に先ち他の財産の代價の配當せられる

場合

此の場合には右の定めは適用なく、抵當権者は債権全額を以て他の財産の代價配當に加入することが出来る。若し之が出来ないとすれば、後日財團の價格が下落して、それより充分の辨濟を得ることが不可能であつた様な場合に抵當権者の利益の保護を缺くに至る虞があるからである。

但し右に依り代價配當に加入した場合に於ても後に至り財團が賣却されるときには、抵當権者をして其の財團より出来るだけの辨濟を受けしめ、他の財産の代價からは其の不足額に對してのみの配當を受けさせることが、無擔保債権者保護の上から望ましい、そこで法律は後に財團の賣却ある場合に「前項ノ規定ニ從」ふ計算を爲さしめる爲他の債権者をして抵當権者に對し之に配當すべき金額の供託を請求することを得せしめた。此の供託を爲した後財團が賣却されたとき、抵當権者は其の代價から辨濟を得なかつた不足額に付他の債権者の債権額と比例して配當額を定められ此の金額は右の供託金中から受領することが出来る、而し

て其の殘餘は他の債権者に配當せられること勿論である。

第五節 工事方法の變更と抵當権者の異議

自動車運輸事業若は自動車道事業を營む者が、其の専用自動車道又は一般自動車道の工事方法を變更せんとするとき主務大臣即ち専用自動車道に關しては鐵道大臣、一般自動車道に關しては内務大臣及鐵道大臣の認可を受けなければならぬ(第七條、第二十一條)。工事方法の變更とは、工事施行の認可を受けた時に於ける工事方法書に記載せられた事項の變更である(自動車交通事業法施行規則第十二條、第三十九條)而して工事方法變更に關する主務大臣の職權の一部は地方長官に委任されてゐる(第三十五條、職權委任ニ關スル件、昭和八年八月五日、鐵道、内務省令第二條第三號、第四條第二號)。

さて、自動車交通事業財團の所有者たる自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社が、其の財團に屬する専用自動車道又は一般自動車道に關する工事方法變更の認可を申請した場合に、其の變更の如何に依つては財團の價額に著しき減少を來すことがあり得る。斯る場合に若し抵當

權者の知らざる間に變更が認可されるならば、抵當權者は全く不測の損害を被ることとなる、されば斯る場合には何等かの方法に依つて抵當權者の利益を保護しなければならぬ。そこで監督官廳は、工事方法變更が財團の價額を著しく減少せしめる虞ありと認むるときは、會社をして抵當權者に對し、二ヶ月を下らざる一定の期間内に、異議あらば之を述べべき旨を催告せしむることを要するのである。

若し抵當權者が外國に住所を有する場合には右の期間は四ヶ月を下ることを得ないものとする、又抵當權者が、其の工事方法變更に付豫め同意を與へて居るときは、之に對し異議權を與ふるの必要は存しないから、監督官廳は右の催告を爲さしむることを要しないのである（第三十八條第二項鐵第二十一條）。

茲に監督官廳とは上に述べた鐵道大臣、内務大臣及鐵道大臣若は地方長官を指すこと明かである、而して鐵道大臣又は内務大臣及鐵道大臣には抵當權の設定登記が通知されてゐる（第四十六條第三項）から、抵當權者の利益を考慮し

て右の催告を爲さしめることを得るけれども、地方長官には抵當權設定に付て、別に通知が爲されてゐない、從て工事方法變更に關し抵當權者の利益を考慮せずして認可することがあり得るであらう。されど地方長官に委任されてゐるのは輕微な工事方法變更に限るから、此の爲財團の價額を著しく減ずるようなことは先づあるまい、從て實際問題としては大した差支を生ずることはなからうと思はれる。

抵當權者が前示の期間内に異議を述べたときは、會社は其の催告を命じた監督官廳の裁定を求めなければならぬ、而して此の裁定は終局であつて、之に對して不服の申立を許さないのである（第三十八條第二項、鐵第二十一條）。

此の裁定を求むるが爲には左の事項を記載した裁定申請書正副二通を監督官廳に提出することを要する（鐵道抵當法施行規則第二十一條）

- 一、申請者及對手人の名稱、住所
- 二、裁定事件の表示
- 三、申請の要旨及理由

申請者とは抵當權設定者たる自動車運輸事業又は自動車道事業を經營する株式會社であり、對手人とは異議を述べたる抵當權者であること申す迄もない。

裁定事件の表示は「何々間一般自動車道工事方法變更異議事件」と謂ふ様に、當該事件の同一認識を明かならしむる程度に記載すれば足るものと思ふ。

監督官廳が此の裁定申請書を受取つたときは、其の副本を對手人たる抵當權者に送付し、相當の期限を指定して答辯書を差出さしむることを要する、但し申請書に依り裁定申請が理由なきもの、換言すれば抵當權者の異議が理由ありと認めらるゝときは此の限でない。又必要ありと認むるときは期限を附して更に申請者、對手人より辯駁書、答辯書を差出さしめることが出来る此の答辯書、辯駁書には左の事項を記載し二通差出すべきである。

- 一、申請書及對手人の名稱、住所
- 二、裁定事件の表示
- 三、答辯又は辯駁の要旨及理由

尙監督官廳が必要と認むるとき又は當事者一方の申立あるときは口頭審理をも爲すことが出来るのである（鐵道抵當法施行規則第二十二條乃至第二十四條）

監督官廳は之等答辯書、辯駁書又は口頭審理の結果を資料として裁定申請の理由ありや否や（即ち異議の理由ありや否や）を裁定すべきであるが、若し申請者若は對手人が期間内に答辯書若は辯駁書を差出さないとき、又は指定の口頭審理期日に出頭しないときは、相手方の意見を聽き裁定を爲すことを得る（鐵道抵當法施行規則第二十五條）。尙又當事者双方が答辯書も辯駁書も差出さず、審理期日にも出頭しないようなことがあつたならば、最初の裁定申請書のみによつて裁定しても差支ないであらう。

監督官廳が裁定申請を理由あり（異議理由なし）と裁定するならば、當該工事方法變更が認可せられても、抵當權者は其の不利益を忍ばなければならぬ。又裁定申請を理由なし（異議理由あり）と裁定するならば、監督官廳は當該工事方法變更に付抵當權者の不利益を少なからしめる

爲、即ち財團の價額減少を小範圍に止めしむる爲適當の條件を附して認可する等適宜の處置を講ずべきである。

第四章 抵當權の實行

第一節 總論

自動車交通事業財團に對する抵當權の實行は一般不動産に對する抵當權と異り、競賣法又は民事訴訟法の規定に基いて爲さるべきではなく、此の財團抵當權に準用せられる鐵道抵當法第三章の規定に依つて行はるべきものである。然しながら、之に何等の定めなき事項に付ては、其の性質の許す限、民事訴訟法又は競賣法の規定の類推適用が許さるべきものであること論を俟たない、

本抵當權の實行即ち自動車交通事業財團に對する抵當權の強制執行は強制競賣又は強制管理の方法に依つて爲されるのであり、抵當權者は自己の選擇に依り何れか一箇の方法を以て又は二箇の方法を併せて爲すことが出来る（第三十八條第二項、鐵第四十條）。而して此の強制執行は財團の所

有者たる會社の本店所在地を管轄する區裁判所の專屬管轄に屬する（第三十八條第二項、鐵第四十二條）。尙本抵當權の強制執行は鐵道財團に對する場合と異り一般不動産に對する擔保權の實行に付競賣法の採つた原則と同様、執行し得べき一定の債務名義を必要としない（第四十九條第一項）。從て抵當權者は其の抵當權の登記を證明して、之が實行の申立が出来ると。

抵當權の實行は、抵當權者が辨濟期に於て債權の辨濟を得ない場合に於て爲し得べきものであること論を俟たないけれども、それ以外に本抵當權は辨濟期の到來せると否と不拘、自動車運輸事業又は自動車道事業經營の免許が、失効し又は取消された場合に於て實行することが出来るのである（第三十八條第二項、鐵第二十二條第一項）。

失効とは法律の規定に依り、何等の行政處分を要せず當然、免許が效力を失ふ場合を指すのであつて、法律の規定したものは左の場合である。

自動車運輸事業經營免許の失効（第十五條）

- 一、運輸開始の認可申請期間内に認可を申請せざるとき
 - 二、運輸開始の認可なきとき
 - 三、事業經營の免許を受けたる者會社の發起人なるときは運輸開始の認可申請期間内（路線の全部又は一部に付専用自動車道を開設する場合に在りては工事施行の認可申請期間内）に會社設立の登記を爲さざるとき——會社設立登記未済のものは未だ財團を設定し且つ其上に抵當權を設定する資格を有しないから、本號に依る失効は抵當權實行の條件とはならないと解する——
 - 四、専用自動車道に付工事施行の認可申請期間内に認可を申請せざるとき
 - 五、専用自動車道に付工事施行の認可なきとき
 - 六、事業の廢止の許可を受けたるとき
 - 七、事業を營む會社解散したるとき
- 自動車道事業經營免許の失効（第三十條）
- 一、工事施行の認可申請期間内に認可を申請せざるとき
 - 二、工事施行の認可なきとき
- 三、事業經營の免許を受けたる者會社の發起人なるときは工事施行の認可申請期間内に會社設立の登記を爲さざるとき
 - 本號も第十五條第三號に付述べたと同様、抵當權實行の條件とはならない。——
 - 四、一般自動車道の供用の廢止の許可を受けたるとき
 - 五、事業を營む會社解散したるとき
- 次に取消とは一定の場合に於て、主務大臣の行ふ取消處分に依り事業經營の免許が效力を失ふのを謂ふのである。
- 左の場合に於ては主務大臣は自動車運輸事業經營の免許の全部若は一部を取消することが出来る（第十四條）。
- 一、法令又は免許、許可若は認可に附したる條件に違反したるとき
 - 二、法令に基きて爲したる處分又は免許、許可若は認可に附したる條件に基きて爲したる處分に違反したるとき
 - 三、許可又は認可を受けたる事項を故なく實施せざるとき

き

四、事業の經營不確實又は資産状態の著しき不良其の他

の爲事業を繼續するに適せずと認めたるとき

五、公益を害する行爲を爲したるとき

六、道路、自動車道又は通路の状況が自動車の運行に適

せざるに至りたるとき

左の場合に於ては主務大臣は自動車道事業經營の免許の全部又は一部を取消すことを得る（第二十九條）。

一、法令又は免許、許可若は認可に附したる條件に違反したるとき

二、法令に基きて爲したる處分又は免許、許可若は認可に附したる條件に基きて爲したる處分に違反したるとき

三、主務大臣の指定する期間内に工事を竣功せず其の他

許可又は認可を受けたる事項を故なく實施せざるとき

四、事業の經營不確實又は資産状態の著しき不良其の他

の爲事業を繼續するに適せずと認めたるとき

五、公益を害する行爲を爲したるとき

以上に依り事業の全部が失効し又は取消された場合には別に問題はないが、事業の一部に付て失効又は取消があつた場合には聊か疑問が無いでもない、然しながら假令事業の一部と雖も失効、取消が発生した場合には其の事業者の事業經營上に於ける信用は破壊せられたのであつて、抵當権者は之に依り抵當權の實行を爲し得るものとするのが企業金融上の理想に適合するものと解する。但し事業者が事業の一部に付て財團を設定した場合（第四十一條）に於て、其の財團に屬する獨立の路線又は獨立の一般自動車道以外の他の部分、換言すれば財團に屬せざる路線又は一般自動車道に關して事業の失効又は取消が在つた場合に於ては、抵當権者は之に依り抵當權の實行を爲すことは出来ないものと謂はねばなるまい。尙自動車運輸事業の經營に關しては、其の事業計畫が自動車運輸事業基準規程に適合せざるときは免許に五年以内の有効期間を指定することがあり得る（第四條第二項、自動車交通事業法施行規則第六條）のである

が、此の有効期間の満了は免許失效の一場合と観ることが出来る、從て有効期間が満了するも未だ辨濟期が到來してゐないような場合には、抵當權の實行が爲し得るであらう。

次に自動車運輸事業と自動車道事業とを兼營する同一事業者が兩事業に關するものを合して一個の自動車交通事業財團を設定した場合に於て、兩事業中の何れか一方に付事業經營免許の失效又は取消があつたときは、抵當權者は一事業に付て財團を設定した場合と同様に、其の財團の全部に對して抵當權の實行を爲すことが出来る（第四十八條）。

免許の失效又は取消に依り抵當權者が其の權利を實行せんとするときは、免許の失效又は取消の日から六ヶ月内に其の手續を爲さねばならない、而して免許は右の六ヶ月間及抵當權實行の終了に至る迄仍存續するものと看做される（第三十八條第二項、鐵第二十二條第二項、第三項）。

一度免許が失效し、取消されても、尙抵當權實行の終了に至るまで存續するものと看做されるから、事業に對し強制管理を行ふことが可能なのである。又後に述ぶる如く強

制競賣に於て、競落人は監督官廳に許可申請を爲し、其の許可が效力を生じたるときは、競落人は免許に屬する權利義務を承繼するのであり、而かも其の效力は競落人が競落代金を支拂つたときに生ずる（第三十八條第二項、鐵第七十三條乃至第七十七條）のであるが、競落代金を支拂つたときは同時に抵當權が消滅し（第三十八條第二項、鐵第六十六條）、即ち其の實行が終了し、存續を擬制されてゐた免許は消滅するのであるから、右の許可は法理論としては免許に屬する權利義務承繼の許可であるか或は又免許に屬する權利義務復活の許可であるか、相當解決に困難な問題である。勿論免許の失效又は取消が無くして抵當權が實行された場合には、免許に屬する權利義務承繼の許可であると解して差支なからう。（未完）

おことはり、先月號掲載拙稿九八頁上段十二行目、「權利」の下に「にして専用自動車道及一般自動車道に關するもの」の二十二字が脱落して居りました筆者の不注意で御座ぬます御許し下さい。